

令和5年9月市議会定例会議提出議案(追加)

令和5年9月13日提出

区 分	件 数
その他議案	3



*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【その他議案 その①-1】

1・2 議案第 113・114 号 審査請求に関する諮問の件

自立支援給付費返還金の債権差押処分取消しを求める審査請求について、地方自治法第231条の3第7項の規定により諮問する。

<参考>地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等：一部抜粋）

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

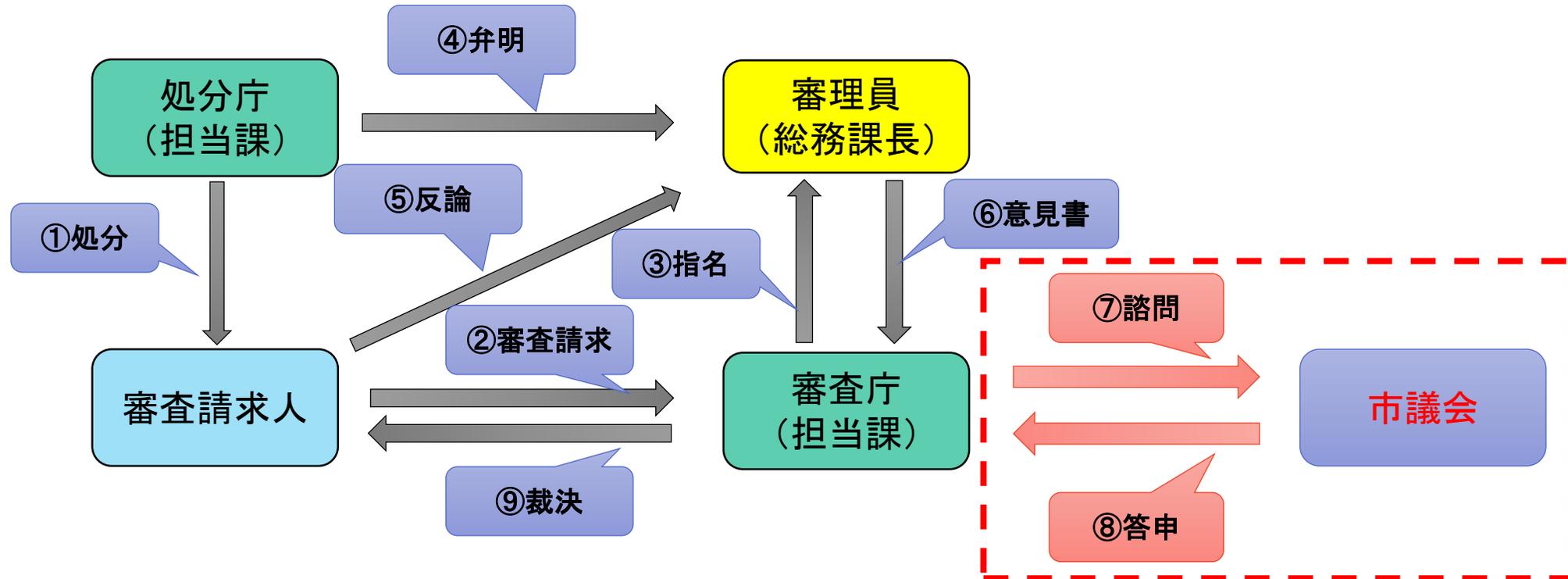
7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

【その他議案 その①ー2】

1 審査請求制度の概要

行政処分（許可、認可、命令など）により不利益を受けた市民等からの不服申立て方法の1つ。



処分庁が審査請求人と意見を主張し合い、審理員が裁判官のような役割で意見書を作成します。審査庁は、この意見書を基に議会へ諮問し答申を受けます。市議会からの答申を踏まえ、審査庁が裁決を行います。

【その他議案 その①ー3】

2 審査請求人等

(1) 審査請求人 東京都港区六本木7丁目21-24-304 アクアグループ内
(株)CANTERA 代表取締役 木曾信介

(2) 審査請求の年月日 令和5年2月1日、2月8日

3 事件の概要及び経過

	年 月 日	概 要
①	令和4年 9月 5日	審査請求人の運営する事業所に対し、障害者総合支援法に基づく指定取消し処分(原処分)の決定
②	令和4年10月24日	審査請求人が上記処分の取り消し訴訟を提起
③	令和4年12月 1日	市が指定取り消し
④	令和4年12月 1日、15日	市が自立支援事業給付費の返還請求処分 12/1 29,861,920円 12/15 665,812円
⑤	令和5年 1月19日、26日	市が滞納による債権差押処分
⑥	令和5年 2月 1日、8日	審査請求人が債権差押処分の取消しを求める審査請求書を提出

【その他議案 その①ー4】

4 審査請求人の主張

「債権差押処分を取消を求める」

5 処分庁の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める

6 争点

- ①指定取消処分が係争中の段階で差押処分をしたことが有効か。
- ②差押処分の手続きは適正に行われたか。

【その他議案 その①ー5】

7 審理員の意見

「本件審査請求を棄却するのが相当である。」

- ①行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効とする場合を除き、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するとの最高裁判例から、市の行った差押処分は有効である。
- ②差押処分に至る一連の手続きは、法令に基づき適正に処理されており、手続き上固有の瑕疵は認められない。

【その他議案 その②】

3 議案第 115 号 工事請負契約の一部変更の件 ((仮称) 市民センター整備事業)

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。

(1) 契約金額 3,300,000,000円 → 3,410,777,700円